

## 2-5

### 未払賃金に時効はあるの？

退職手当を除く賃金の請求権は2年間、退職手当の請求権は5年間の短期消滅時効が定められています。(労基法第115条)

時効の効力、援用、中断、停止等の時効制度については、民法の一般原則(民法第144条以下)によります。

時効によって請求権が消滅するのを防ぐための時効中断事由には、

- ①労働者の裁判上の請求
- ②使用者の承認
- ③差押え
- ④仮差押え

などがあります。

なお、時効によって賃金請求権が消滅した場合においても、刑事的には、公訴時効が完成するまでは、労働基準法の罰則の適用があることになります。

## 2-6

### 訴訟等の費用援助制度はあるの？

裁判の援助や書類作成の援助が必要なのに、資力がない方のために以下の2つの援助制度が設けられています。

- ①訴訟上の救助（民事訴訟法第82条以下）
- ②民事法律扶助（民事法律扶助法）

制度の概要は以下のとおりです。

	訴訟上の救助	民事法律扶助
制度	訴訟及び強制執行について、裁判所の決定により、裁判費用等の支払を猶予等してもらう制度です。	裁判の援助や書類作成の援助が必要なのに資金がない方に、裁判手続費用や書類作成などを立て替えて、弁護士や司法書士を紹介する制度です。
援助主体	国	財団法人法律扶助協会
適用条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分で費用を負担できないこと（費用を支払えないか、費用の支払によって生活に著しい支障を来すこと）</li> <li>・勝訴の見込みがないとはいえないこと</li> </ul>	
援助の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判費用の支払の猶予</li> <li>・執行官の手数料及びその職務に要する支払の猶予</li> <li>・裁判所において付添いを命じた弁護士の報酬及び費用の支払の猶予</li> <li>・訴訟費用の担保の免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無料法律相談</li> <li>・弁護士費用の立替え</li> <li>・書類作成費用の立替え</li> </ul>
返還方法	負担することとされた相手方から直接取り立てます。	割賦で返還します。ただし、生活保護を受給している等返還が困難な場合には、返還を猶予または免除されることもあります。
(参考) 適用基準		単身者 月収(手取) 18.2万円以下 2人家族 月収(手取) 25.1万円以下 3人家族 月収(手取) 27.2万円以下 4人家族 月収(手取) 29.9万円以下 以下1人増につき3万円を加算 *家賃、住宅ローン、医療費等の出費がある場合は考慮されます。 *東京や大阪等の大都市には上記の額に10%が加算されます。

# 3

## 会社が倒産した場合の労働債権確保

### 3-1

勤め先が倒産してしまうと、賃金や退職金は支払ってもらえないの？

賃金の支払がなされていない場合には、たとえ倒産したからといって、そのことによって当然に、労働者が賃金を受け取る権利（賃金債権）や、使用者が賃金を支払う義務（賃金債務）がなくなるというわけではありません。

\* 倒産するまでの期間の賃金についての権利や義務

→原則としてそのまま残ります。

\* 倒産した後の期間の賃金についての権利や義務

→その後の労働契約関係が継続するか否かによることになります。

#### 勤め先が法律上の倒産手続に入った場合

- ・ 賃金を含む勤め先が負うすべての債務の弁済は、それぞれの法律に定められたそれぞれの債権の優先順位や手続に従って行われます。
- ・ 法律上の倒産手続においては、賃金等の労働債権については、一定の範囲について優先権が与えられていますが、会社等に残された財産の状況によっては、賃金の支払が遅れたり、カットされたりする可能性もあります。
- ・ また、それぞれの法律に定められた倒産手続に拘束される債権の弁済を受けるためには、手続に従って裁判所に届け出ることが必要です。
- ・ 一方、倒産手続に拘束されない債権は、勤め先の会社等に請求すれば足りませんが、それぞれの法律に基づいて財産を管理・処分する管財人等が選任されている場合には、管財人等に対して賃金債権の弁済を請求することになります。（法律上の倒産手続のうち、破産及び会社更生においては、必ず管財人が選出されることになっていますが、民事再生においては、必ずしも管財人が選出されるとは限りません。）

中小企業退職金共済制度のように、労働者が、退職金の積立先である社外の機関（独立行政法人勤労者退職金共済機構）に直接支払を請求すると、その請求に基づき退職金が社外の機関から労働者に直接支払われる仕組みになっている制度もあります。



### 3-2

### 倒産処理にはどんなものがあるの？

会社等がとりうる倒産処理の方法はいくつかあります。どの方法をとるかによって、賃金等の労働債権の優先順位も異なります。

主な倒産処理とその特徴は、次のとおりです。

	任意整理	法律上の倒産手続		
		破産	民事再生	会社更生
	清算・再建型	清算型	再建型	
制度	債権者との個別交渉等で債務を減らす方法です。	会社等は解散し、破産管財人が清算事務を行い、すべての財産を分配して清算する方法です。	主として中小企業等を対象に、原則、それまでの経営者が事業経営を継続しながら再建を目指す方法です。	主として大企業を対象に、管財人が更生会社の事業経営と財産管理処分を行いながら再建を目指す方法です。
利用状況	10,077件 (60.6%)	5,384件 (32.4%)	853件 (5.1%)	48件 (0.3%)
特徴	支払の原則は民法や商法の規定によります。	適用対象の限定はありません。裁判所が監督し、破産管財人を選任します。	適用対象の限定はありません。裁判所等が監督します。	株式会社にのみ適用されます。裁判所が監督し、管財人を選任します。
メリット	裁判所等の監督がなく、スピーディーな解決が図られます。	裁判所の監督があるので公平かつ透明な手続です。	手続に拘束される関係者の範囲を限定するので、簡易迅速です。	全ての利害関係者を拘束するので抜本的な再建計画の策定が可能です。
デメリット	場合によっては、“早い者勝ちの回収”になる可能性もあります。	手続が終わるまでに時間がかかる場合も多いです。	無担保債権者の権利のみを制約するので手続の効力が弱いです。	手続が複雑かつ厳格なので時間と費用がかかります。

注) 清算型とは、会社等を消滅させる方針で倒産処理をすることです。

再建型とは、会社等が経済的に破綻した場合に、会社等を維持していく方針で倒産処理をすることです。

「利用状況」のデータは、帝国データバンク「全国企業倒産集計（2003年報）」によります。

倒産処理には、他に商法の会社整理や特別清算という方法もあります。